一般社団法人 日本産科婦人科内視鏡学会 役員選任規定

趣旨

第１条　この法人（以下この法人という）の役員（理事長、副理事長、常務理事、理事、監事）の選任は、定款に基づき本規程に従うものとする。

理事の選任

第２条　理事は２年ごとに候補者を選出し、社員総会において選任される。

理事の任期

第３条　理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２．この法人設立初年度の理事と監事は、この法人移行前の理事と監事が就任するものとする。

理事の定数

第４条　理事の定数は、55名以内とする。

理事の補充

第５条　理事に欠員が生じた場合は、補充することができる。

副理事長及び常務理事の選任ならびに補充

第６条　副理事長及び常務理事は、理事の互選あるいは理事長の推薦によるものとし、理事会の承認を経て就任するものとする。副理事長及び常務理事に欠員を生じた場合は、理事会の議決により補充することができる。

監事の選任ならびに補充

第７条　監事は理事選任を行う社員総会において選任される。

２．　監事に欠員を生じた場合は前項の手続に準じて補充することができる。

選任規定の変更

第８条　この選任規定は理事会及び社員総会の承認を得なければ変更することができない。

附則

本選任規定は平成25年4月1日から施行する。

平成26年6月27日一部改定